

議案第44号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年養父市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月に支給する特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する特例措置）

- 6 令和2年6月に支給することとなる期末手当の額については、条例第5条第2項の表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上6か月未満	3か月以上5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の174	100分の139.2	100分の104.4	100分の52.4

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

議案第44号 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案															
<p>附 則 1～5 （略）</p>	<p>附 則 1～5 （略） <u>（令和2年6月に支給する特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する特例措置）</u></p> <p><u>6 令和2年6月に支給することとなる期末手当の額については、条例第5条第2項の表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1144 557 2112 764"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 557 1296 608">基準日</th> <th colspan="4" data-bbox="1296 557 2112 608">在職期間</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 608 1296 715"></td> <th data-bbox="1296 608 1487 715">6 か月</th> <th data-bbox="1487 608 1697 715">5 か月以上 6 か月未満</th> <th data-bbox="1697 608 1908 715">3 か月以上 5 か月未満</th> <th data-bbox="1908 608 2112 715">3 か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 715 1296 764">6 月 1 日</td> <td data-bbox="1296 715 1487 764">100分の174</td> <td data-bbox="1487 715 1697 764">100分の139.2</td> <td data-bbox="1697 715 1908 764">100分の104.4</td> <td data-bbox="1908 715 2112 764">100分の52.4</td> </tr> </tbody> </table>	基準日	在職期間					6 か月	5 か月以上 6 か月未満	3 か月以上 5 か月未満	3 か月未満	6 月 1 日	100分の174	100分の139.2	100分の104.4	100分の52.4
基準日	在職期間															
	6 か月	5 か月以上 6 か月未満	3 か月以上 5 か月未満	3 か月未満												
6 月 1 日	100分の174	100分の139.2	100分の104.4	100分の52.4												